

令和 5 年 5 月 29 日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	8
日程の追加	9
議長辞職の件	9
議長の選挙	11
常任委員会委員の選任	12
諸報告	13
管理者提出議案の報告	13
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会	23

秩父広域市町村圏組合告示第40号

令和5年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月22日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和5年5月29日（月）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場
3. 付議議案
 - (1) 議案第12号 専決処分について
 - (2) 議案第13号 専決処分について
 - (3) 議案第14号 秩父広域市町村組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - (4) 議案第15号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
 - (5) 議案第16号 財産の取得について
 - (6) 議案第17号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

令和5年5月29日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

令和5年5月29日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 諸報告
- 第 7 管理者提出議案の報告
- 第 8 議案第12号 専決処分について
- 第 9 議案第13号 専決処分について
- 第10 議案第14号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第15号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第16号 財産の取得について
- 第13 議案第17号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	清野和彦	議員	4番	笠原宏平	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	新井達男	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	高橋耕也	議員	16番	猪野武雄	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

北堀篤	管	理	者						
森真太郎	副	管	理	者					
富田能成	理		事						
柴崎勉	理		事						
野澤好博	事	務	局	長					
小林幸夫	会	計	管	理	者				
新井守	消	防		長					
北堀史子	水	道	局	長					
宮城敏	事	務	局	参	事	兼			
本峯治彦	事	務	局	次	長	兼			
濱田雅之	事	務	局	次	長	兼			
加藤好一	消	防	本	部	次	長	兼		
黒沢武徳	専	門	防	員	課	兼			
千島武	水	道	局	次	長	兼			
	大	滝	・	荒	川	事	務	所	長

原	島		健	水	道	局	次	長	兼
岩	崎		武	横	瀬	事	務	所	長
鈴	木	和	行	総		務	課		長
八	木		修	予	防	課			長
				経	営	企	画	課	長

職務のため出席した事務職員

岩	田		聡	書		記		長
横	田	真	一	書				記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（木村隆彦議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年5月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（木村隆彦議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（木村隆彦議員） まず、議席の指定を行います。

この件につきまして、組合議会議員から申入れがありましたので、当局に説明を求めます。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 それでは、説明させていただきます。

本臨時会の議席の指定につきまして、一部の議員さんより、秩父市議会においては会派があり、秩父市議会から選出された組合議員は会派ごとに議席の指定をしてもらいたいとの申入れがございましたので、組合議員の皆様にお諮りいただきたく、全員協議会を開催いただきたいものでございます。

以上でございます。

議長（木村隆彦議員） 以上で説明が終わりました。

ただいま事務局長から説明がございました申入れにつきましては、次の休憩中に全員協議会を開催し、調整を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

それでは、次の休憩中に第3委員会室において全員協議会を開催し、調整を行いますので、ご了承願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時26分

議長（木村隆彦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申入れのありました議席につきまして、休憩中に開催しました全員協議会において協議した結果、議長において改めて指定することはしないことといたしましたので、ご報告申し上げます。

先ほどの全員協議会の中で、やはり議席を変更するということに対しまして賛成、反対両方ありました。しかしながら、やはり地域を代表して広域市町村圏組合に出ている議員としてお持ち帰りをいただいて、それを改めて再度全員協議会で協議をするというふうな形で進めさせていただきま。ですから、次回またその場における全員協議会において改めて協議を行い、決定をするということでございますので、今回は議席の指定はそのまま行うようにさせていただきます。

それでは、組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になられた若林想一郎議員、関根修議員、大島瑠美子議員、新井利朗議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

9番 若林 想一郎 議員

10番 関根 修 議員

13番 大島 瑠美子 議員

14番 新井 利朗 議員

以上です。

議長（木村隆彦議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○会議録署名議員の指名

議長（木村隆彦議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

3番 清野 和彦 議員

4番 笠原 宏平 議員

5番 本橋 貢 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（木村隆彦議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長の選挙

議長（木村隆彦議員） 次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、猪野武雄議員において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、猪野武雄議員において指名することに決しました。

それでは、16番、猪野武雄議員、お願いいたします。

16番（猪野武雄議員） ただいまご指名をいただきました16番の猪野武雄でございます。

副議長につきましては、秩父市議会選出の赤岩秀文議員を推薦いたします。議員各位のご賛同賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（木村隆彦議員） ただいま猪野武雄議員において指名されました赤岩秀文議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（木村隆彦議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いただきました赤岩秀文議員が副議長に当選されました。当選された赤岩秀文議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

6番、赤岩秀文議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（6番 赤岩秀文議員登壇）

6番（赤岩秀文議員） 皆様、おはようございます。

ただいま皆様のご推薦、同意を賜りまして副議長職に就くことになりました秩父市議会選出の赤岩秀文でございます。どうぞよろしく申し上げます。

昨今の広域市町村圏組合は、事業がし尿処理、そして水道等も増え、大変業務の内容、そして予算が拡大しております。そのような中において、この広域市町村圏組合議会の役割というのは大変重要なものと考えております。また、議会の審議、議決、それから議会の議会人事、こういったも

のはしっかりと独立性を保って、議会運営を身を粉にして努めてまいる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますけれども、議長をはじめいたします議員の皆様には格段のご配慮とご協力をいただきながら、議会運営を円滑に進めてまいりたいと存じます。また、良識ある議会運営を目指してまいりますので、重ねて皆様にご協力をお願い申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（木村隆彦議員） 皆様には、議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

（議長、副議長と交代）

副議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日程の追加

副議長（赤岩秀文議員） ただいまの休憩中に議長の木村隆彦議員から議長辞職願が出されております。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

○議長辞職の件

副議長（赤岩秀文議員） 地方自治法第117条の規定により、木村隆彦議員の退席を求めます。

（7番 木村隆彦議員退席）

副議長（赤岩秀文議員） それでは、まず書記に辞職願を朗読いたさせます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 ……（朗読）……

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和5年5月29日

秩父広域市町村圏組合議会
議長 木村隆彦

秩父広域市町村圏組合議会
副議長 赤岩秀文様

副議長（赤岩秀文議員） お諮りいたします。

木村隆彦議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、木村隆彦議員の議長の辞職を許可することに決しました。

木村隆彦議員の入場を求めます。

（7番 木村隆彦議員入場）

副議長（赤岩秀文議員） 木村隆彦議員の議長辞職について許可がされました。

木村隆彦議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（7番 木村隆彦議員登壇）

7番（木村隆彦議員） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま議長辞職に対しましてお諮りいただき、認めていただきましたこと、心より感謝申し上げます。私は、議長職として浅海議員の後、1年を議長職をさせていただきました。その間において、やはりコロナにおいて、広域の議員としても活動が狭められることもあり、視察にもお伺いすることができませんでした。そんな中で、秩父病院の花輪先生とともに医療に対する研修を行い、充実することができたのではないかなというふうに思っております。なかなか広域議会ということになりますと範囲も広く、思うように活動ができませんけれども、今後コロナが終わることによって活動が再開ができるのではないかなというふうに思っております。その間におきましても、やはり消防の皆様におかれましては、コロナにおいて大変な思いをされてご尽力されておりましたこと、本当に心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今後も議長を辞職いたしましても、議会の一員としてしっかりとこの秩父地域のために努力をさせていただきますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副議長（赤岩秀文議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長の選挙

副議長（赤岩秀文議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、清野和彦議員において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、清野和彦議員において指名することに決しました。

それでは、3番、清野和彦議員、お願いをいたします。

3番（清野和彦議員） ただいまご指名をいただきました3番の清野和彦でございます。

議長につきましては、長瀬町議会選出の新井利朗議員を推薦いたします。議員各位のご賛同を賜りますよう、何とぞよろしく願いいたします。

副議長（赤岩秀文議員） ただいま清野和彦議員において指名をされました新井利朗議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいただきました新井利朗議員が議長に当選されました。

当選された新井利朗議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

14番、新井利朗議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（14番 新井利朗議員登壇）

14番（新井利朗議員） 皆さん、こんにちは。ただいま議長選挙におきまして組合議会議員の総意の推薦をいただき、第38代議長に選挙いただきました長瀬町出身の新井利朗でございます。身に余る光栄と重責をひしひしと感じております。

当組合は、昭和45年4月、秩父地域1市4町4村の共同事務、現業を事業化する目的で設立され、53年目を迎えております。近年は、必要な事業が順次追加され、住民生活に直結する11の分野の共同処理事業が展開されております。これらの事業が円滑につつがなく穏やかに進められて、秩父地域の振興と圏域住民の安心と安全に包まれた生活につながりますよう、理事会の皆様、執行部

の皆様、議会の皆様のご理解とご協力をいただけますように尽力してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

副議長（赤岩秀文議員） 皆様には、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、新井議長、議長席にご着席ください。

暫時休憩をいたします。

（副議長、議長と交代）

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○常任委員会委員の選任

議長（新井利朗議員） 次に、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、

総務常任委員会委員に

2番 高野佳男議員 3番 清野和彦議員 5番 本橋 貢議員

8番 小櫃市郎議員 10番 関根 修議員 11番 新井達男議員

13番 大島 瑠美子議員 15番 高橋 耕也議員

以上8名を

厚生衛生常任委員会委員に

1番 小松 穂波議員 4番 笠原宏平議員 6番 赤岩秀文議員

7番 木村隆彦議員 9番 若林 想一郎議員 12番 四方田 実議員

14番 新井利朗 16番 猪野武雄議員

以上8名をそれぞれ指名いたします。

なお、次の休憩中に第2委員会室において総務常任委員会を、第3委員会室において厚生衛生常任委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をいただき、その結果を議長までご報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時54分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 清野 和彦議員 副委員長 新井 達男議員

厚生衛生常任委員会委員長 猪野 武雄議員 副委員長 笠原 宏平議員

以上のとおりであります。

○諸報告

議長（新井利朗議員） 次に、諸報告を行います。

管理者より、令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（新井利朗議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。本日ここに秩父広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、各議員の皆様には公私とも大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から本組合の事務事業の推進に当たりましてご尽力賜っておりますことに、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

このたび横瀬町議会並びに長瀨町議会より新たに組合議会議員となられました皆様には、組合行政の推進に当たり、ご指導いただきますよう心からお願いを申し上げます。ただ今、議長に長瀨町議会選出の新井利朗議員が、副議長に秩父市議会選出の赤岩秀文議員が選出されるとともに正副常任委員長もそれぞれ選任をいただきました。今後も組合議会の円滑な運営のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。また、5月11日に開催をいたしました理事会におきまして、新たに小鹿野町の森町長が副管理者に選任され、就任したところでございます。今後とも秩父圏域の各市町が連携を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、し尿処理事業でございますが、組合構成市町で行っていたし尿処理事業を総合し、今年度

4月から共同処理を開始いたしました。昨年度の準備業務は着実に行えたため、今のところ大きな支障はなく、清流園、溪流園、小鹿野し尿処理センター、3施設とも順調に稼働しております。し尿処理を含む一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、生活環境の保全、公衆衛生の向上を引き続き進めていかなければなりません。私は、早い段階で統合、広域化のメリットを地域住民に分かりやすいようにお示しをしながら、廃棄物資源の循環化も視野に入れ、新処理施設を計画していく必要を強く感じております。特に新施設につきましては、候補地の確定や処理方法、施設規模など重要で難しい課題が山積となっておりますので、組合事務局総力を挙げての取組を指示してまいります。

議員各位におかれましても、重要かつ喫緊の課題と再認識していただき、し尿処理事業については既存施設での処理が滞りなく継続できることはもとより、新施設建設に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、水道事業につきましては、先日の全員協議会で担当より説明をさせていただきましたとおり、このたび改定されました埼玉県水道ビジョンにおきまして、前回の基本理念とされた事業統合による広域化の推進から県内の動向を反映し、多様な広域化を推進することとされ、方向性が見直しがなされました。私どもといたしましては、現在進めております広域化事業を粛々と進めることはもちろんでございますが、議員の皆様はじめ、様々な方面の皆様からお力添えをいただきながら、秩父地域の水道事業の存続に向けて検討してまいりたいと存じます。

さらに水道事業におきましては、先般窓口委託事業者である株式会社両毛ビジネスサポートとの災害協定を締結し、災害時の応急給水に対応できる給水車が別所浄水場に配備されました。これにより、水道局所有の給水車と合わせ、2台の給水車が常時配備されることになり、秩父地域の防災力の向上を図れたものと思っております。

それでは、本日執行部で提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本日の臨時会でご審議いただきます議案は6件でございます。まず、議案第12号及び13号は専決処分でございますが、議案第12号は5月8日付、また議案第13号は3月31日付で専決処分をいたしましたもので、それぞれを議会の承認を得たいものでございます。

議案第12号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特種勤務手当に関する条例を廃止する条例につきましては、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における五類感染症とされたことに伴い、人事院規則の防疫等作業手当の特例が廃止されたため、これに準じて本条例を廃止したものでございます。

議案第13号 令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましては、消防費の個人防火装備整備事業において新型コロナウイルスの感染症の影響により防火服等の年度内の納入が見込めなくなったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

議案第14号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、総務省令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第15号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、秩父斎場の火葬炉及び空調用のLPガスメーターについて、令和5年8月に検査の満了時期の7年が経過し、使用有効期限が到来するため、ガスメーターの交換に要する経費を予備費から充当し、斎場費の委託料を計上したいものでございます。

次に、議案第16号 財産の取得につきましては、秩父消防署に配備する救助工作車の取得について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいものでございます。

議案第17号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員について町議会議員の任期満了に伴い、組合議会議員の任期についても満了となったことから不在となっておりますので、後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに当たり、市町の6月議会を控え、何かとご多忙かと存じますが、議員各位におかれましては一層健康にご留意いただき、ご活躍をされますようご祈念申し上げ、管理者としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（新井利朗議員） これより議案審議に入ります。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第12号 専決処分について（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。議案第12号 専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例を専決処分書のとおり令和5年5月8日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

本条例につきましては、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における五類感染症とされたことに伴い、人事院規則9—

129の防疫等作業手当の特例が廃止されたため、これに準じ、同日付で本条例を廃止したいものでございます。

概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業として、主に救急搬送作業に対して支給する防疫等作業手当を廃止したいものでございます。

以上で議案第12号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第13号 専決処分について（令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正

予算（第3回）につきまして説明申し上げます。

議案書4ページを御覧ください。議案第13号 専決処分につきましては、令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）を専決処分書のとおり令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算書（第3回）の1ページをお開きいただければと思います。本補正予算は、第1条のとおり繰越明許費を追加したもので、3ページの第1表、繰越明許費補正にございますように、5款1項消防費の個人防火装備整備事業207万9,000円を繰越明許費に追加したものでございます。

繰越しの理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により防火服等の装備品について、縫製及び生地生産能力の低下による情勢から令和4年度内での納入が見込めないため、納入期限を令和5年8月31日まで延長したものでございます。

以上で議案第13号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（新井 守消防長登壇）

新井 守消防長 議案第14号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページから8ページ並びに別添の議案第14号参考資料の火災予防条例新旧対照表を御覧ください。本一部改正条例は、総務省令である対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴い、電気自動車等を充電するための急速充電設備について、全出力20キロワット以下のもの及び200キロワットを超えるものを除くと定められていましたが、高出力化へのニーズが高まっていること等から、これを全出力20キロワット以下を除くと改正し、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置を定めたいため、一部改正したいものでございます。

次に、本条例において喫煙所に喫煙所の標識を設置することを求めていましたが、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、所要の改正を行うものでございます。また、これに併せて、喫煙所、禁煙、火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号についても見直しを行い、所要の改正を行いたいものでございます。

本条例新旧対照表を御覧ください。第11条の2においては、電気自動車等、電気を動力源とする自動車等とあるものを自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいうに、コネクターを用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く）に改正し、全出力の上限を撤廃するものでございます。

火災予防上必要な措置の所要の規定の整理、見直しとしましては、本条例第11条の2第1項第1号、第2号、第6号、第7号、第11号、第12号、第13号、第16号の整理、見直しを行い、同項中第18号を第19号、第17号を第18号とし、同項の前に次の1号を加え、第17号に急速充電設備のうち分離型のものにあつては充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないことを追加したいものでございます。

次に、火災予防条例新旧対照表4ページを御覧ください。本条例第23条第3項において、平成30年7月に健康増進法（平成14年法律第103号）が改正され、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となったことを受け、これまで本条例では喫煙所に喫煙所と表示した標識を設置し

てまいりましたが、健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りではないに、本条第4項において禁煙または火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号または日本産業規格Z8210に適合するものとし、喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号または日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないに改正したいものでございます。

本条例第23条第1項第3号、第3項第2号、第5項の文言等の見直し及び整理し、第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の後に新たに第4項を加え、別表第7を削除するものでございます。なお、本条例の施行期日は令和5年10月1日を予定しております。

以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第15号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。本補正は、第1条にありますように歳出予算の補正のみとなります。

2ページの第1表、歳出予算補正を御覧いただきますと、4款衛生費、1項保健衛生費を106万円増額し、8款1項予備費を106万円減額したいものでございます。なお、本補正にあつては歳入財源の補正が伴わないことから、補正額はなく現計予算額の39億1,550万6,000円に増減はございません。

それでは、歳出補正の内容を事項別明細書でご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目斎場費でございます。12節委託料を106万円増額し、補正後の額を9,249万円とするものでございますが、秩父斎場で火葬炉及び空調用の燃料としているLPガスを供給する際に、使用量を計量しておりますガスメーターについて、令和5年8月に検査の満了時期の7年が経過をしまして使用有効期限が到来するため、早急にガスメーターの交換が必要となることから、交換に要する費用を委託料として計上するものでございます。また、これに伴う財源を8款1項1目の予備費から充当するため、同額を減額したいものでございます。

以上で議案第15号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(新井 守消防長登壇)

新井 守消防長 議案第16号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本議案は、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいものでございます。現在秩父消防署に配備されている救助工作車は配備から18年が経過し、老朽化が著しくなったため、災害出動等に支障を来す前に更新整備を図りたいものでございます。救助工作車が災害出動の場合、クレーンや夜間照明等を使用するため、エンジンに大きな負担をかけます。また、更新する車両はここ数年でハブリダクションの修理、はしご昇降装置の修理、クレーンのアウトリガーの修理等を行っております。今回の取得したい救助工作車は、消防車用シャーシ5.5トン級以上の4WDで、乗車定員は5名以上となっております。

なお、取得金額につきましては、消費税込み1億4,195万円でございます。この契約につきましては、令和5年4月26日に7業者による指名競争入札を執行し、株式会社モリタ東京支店が落札しております。落札率は94.6%でございました。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(新井利朗議員) 消防長から訂正があります。

新井 守消防長 申し訳ございません。先ほど消費税込み1億4,195万円と申しましたが、消費税込み1億4,190万円の間違いでございました。これは訂正したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第17号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番、小櫃市郎議員の退席を求めます。

(8番 小櫃市郎議員退席)

議長(新井利朗議員) 当局に説明を求めます。

管理者。

(北堀 篤管理者登壇)

北堀 篤管理者 議案第17号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について、ご説明をさせていただきます。組合議員の監査委員につきましては長瀨町議会選出の新井利朗議員に務めていただいておりますが、長瀨町議会議員の任期満了に伴い、組合議員の任期についても満了となったことから現在不在となっております。

つきましては、後任に秩父市議会選出の小櫃市郎議員を議会の同意を得て選任をしたいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。小櫃市郎議員の住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

以上で議案第17号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長(新井利朗議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第17号はこれを同意することに決しました。

8番、小櫃市郎議員の入場を求めます。

（8番 小櫃市郎議員入場）

○閉会の宣告

議長（新井利朗議員） 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年5月29日

議 長 新 井 利 朗

副 議 長 赤 岩 秀 文

前 議 長 木 村 隆 彦

署名議員 清 野 和 彦

署名議員 笠 原 宏 平

署名議員 本 橋 貢